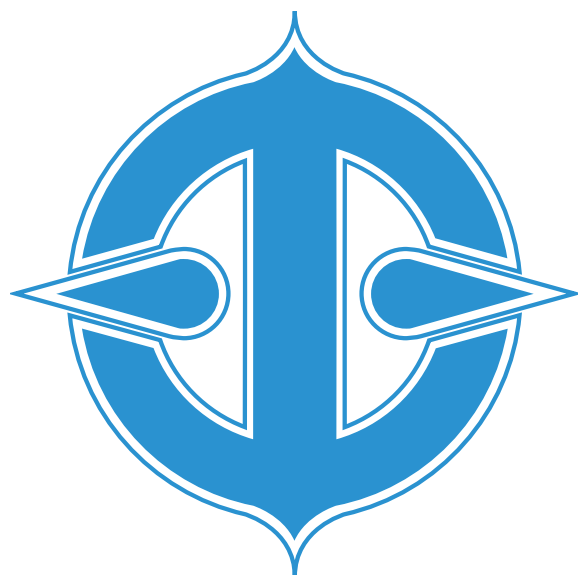


中小企業対策に関する要望書



令和4年11月

奈良県中小企業団体中央会

中小企業対策に関する要望

我が国は、人口減少と急速な高齢化などの社会経済の構造的な課題に加えて、度重なる自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、国際情勢の緊迫化、原油・原材料価格や物価の高騰及び部品の調達難等の課題に加え、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」）の経営は物価上昇分の価格転嫁が進まず、事業継続や雇用維持など危機的状況が続いています。

こうした中で、奈良県内においても、中小企業等を取り巻く経営環境は、深刻な人手不足、事業承継・後継者問題、働き方改革への対応、経営基盤の強化、生産性の向上に向けた取組など様々な課題が山積しています。

この難局を乗り越え、直面する様々な課題に対して前向きに対応していくためには、個々の自助努力だけでは限界があるため、中小企業組合等をはじめとする連携組織による取組が極めて重要です。

中小企業組合等の連携組織が、その有している「つながる力」を大いに発揮し、協同することで足らざる経営資源等を補完・補強し合い、様々な経営課題の解決に向けて積極的に取り組むことができるよう、国及び県等からの迅速かつ手厚い支援策は必要不可欠です。

奈良県中央会も「ウィズコロナの時代」を共に切り拓き・発展することを目指し、これまで以上に組合等への支援活動を強力に展開し、専門的支援機関としての責務を果たしてまいります。

現下の難局からの脱却、その先の持続的な成長と豊かな地域経済社会の実現に向けて、国及び県等に対して特段の配慮方を要望します。

要望項目 一目 次一

【重点要望事項】

I 中小企業・小規模事業者等の経営強靱化・成長促進支援策の拡充

1. 現下の危機的課題の克服に向けた経済再生支援策の拡充強化、並びに、中小企業等の経営力強化・再構築のための「伴走型支援体制」の構築支援 … 3
2. 組合・中小企業等の成長促進、持続的発展に向けた支援強化 … 4
3. 官公需対策の強力な推進 … 6

II 中小企業・小規模事業者等の実態を踏まえた労働・雇用対策の推進

1. 組合・中小企業等の人材確保・定着対策 … 7
2. 外国人技能実習制度と特定技能の見直し … 9
3. 地域の実情等を踏まえた最低賃金の設定 …10

【個別（業界・組合別）要望事項】

- I – 1. 木材加工流通施設への支援 …11
2. 官公需対策の強力な推進 …11
3. 商店街活性化における歩行者利便増進道路制度の要件緩和 …12
4. 消費税的確請求書保存方式に関する相談支援強化と制度導入延期 …13
「中小企業の日」「中小企業魅力発信月間」に関する周知広報の充実
- II – 1. 製薬業界における薬剤師・生産技術者等専門職の積極的な人材確保支援 …14
2. 特定技能外国人の受入可能な産業分類への「繊維・衣服関係」の追加 …15
3. 特定技能外国人の受入可能な産業分類への「プラスチック製品製造業」の追加 …16

【重点要望事項】

I 中小企業・小規模事業者等の経営強靱化・成長促進支援策の拡充

1. 現下の危機的課題の克服に向けた経済再生支援策の拡充強化、並びに、中小企業等の経営力強化・再構築のための「伴走型支援体制」の構築支援

現下の危機的課題の克服に向けた支援策と、中小企業等の経営力強化・再構築のための「伴走型支援体制」の構築に対して、強力な対策を講じられたい。

- ① 事業継続を下支えする補助金・給付金等の支援策の追加・拡充
- ② ウィズコロナを見据えた支援策を着実かつ迅速に実行、並びに、国内需要・消費の喚起を後押しする経済対策等の追加・拡充
- ③ 経営力強化・再構築のための「伴走型支援体制」の構築支援

【趣旨・背景】

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中小企業等は未曾有の経営危機に直面しているが、これに加えてウクライナ危機による世界的な原油高や電気・ガス等物価の高騰を背景に、ますます企業経営は悪化することが予想されている。このような状況の中、補助金・給付金等の支援策は、事業継続の糧として回復・復旧に効果的であるため、企業経営を取り巻く状況が回復し安定化するまでは、経営支援対策の継続・強化を図ることが必要である。

②コロナ後の経済回復に向けて需要拡大のための各種補助金などの経済対策、各種支援施策の活用にあたっては、対象要件を最大限緩和するとともに、「業種」「業態」「規模」に応じた制度設計、給付額の増額、要件緩和、売上高以外の指標として収益性の悪化なども指標として平等性を担保できる仕組みを構築し、感染拡大状況並びに経済の回復状況に応じた給付の複数回化や新たな給付制度の創設を行うなど、制度の拡充を講じる必要がある。

また、コロナ禍の影響を受けた中小企業等が、逸失した顧客や取引機会を取り戻し、早期の売上回復を実現するために、早急な国内需要の拡大と消費喚起を後押しする総合的な経済対策等を講じる必要がある。

③新型コロナウイルス感染症の拡大、人手不足、技術革新等の変化の度合いの高まりから、中小企業等としてもこれらの不確実性に迅速・柔軟に対応する「自己変革力」が必要となる。そこで「経営力再構築伴走支援モデル（中小企業庁 R4.3 公表）」を参考にした総合的支援を体系化し、本質的な課題解決を図ることを目的に、「対話」と「傾聴」を重視した伴走型支援で中小企業等の自己変革力・潜在力を引き出し、経営力の強化・再構築を行うことが求められる。

2. 組合・中小企業等の成長促進、持続的発展に向けた支援強化

「ものづくり補助金」の継続や、中小企業組合等を活用した事業承継等により、中小企業等の成長促進、持続的発展に向けた支援強化を講じられたい。

- ① 「ものづくり・商業・サービス補助金」の継続・拡充等
- ② 中小企業組合等の共同学習機能を活用した従業員の教育環境の整備
- ③ 中小企業組合等を活用した事業承継の取組に対する環境整備の推進
- ④ 中小企業組合等連携組織対策事業予算の確実な拡充・強化

【趣旨・背景】

①「ものづくり・商業・サービス補助金」は、中小企業等の生産性向上に大きな成果を上げており、革新的な製品の開発やポストコロナを見据えた新たなサービスの提供など、既存ビジネスの抜本的改善を力強く後押ししている。令和4年度が公募期間の最終年度となるが、その必要性・重要性に鑑み、同補助金の継続・拡充を講じるほか、この機に同補助金の見直しを図り、思い切った要件の緩和、補助対象の拡充や補助金額・補助率の向上、事業者の現状に合わせた補助パターンを設定することが求められる。

さらに、補助事業の適正かつ円滑な遂行と事業効果を最大限に高めるため、各都道府県に設置する事務局体制の充実・強化やフォローアップ事業の実施に向けた十分な予算措置を講じることが求められる。

②教育情報提供事業を通じた人材育成ノウハウなど共同学習機能を備える中小企業団体においては、その有効な活用を図り、中小企業等の人材確保等における課題解決に対して相応の役割を果たすことが期待される。

依然としてコロナ禍が続いている状況を踏まえ、限られたマンパワーで効果的に企業価値向上に資する従業員のリスクリング教育を行うために小回りの利く教育環境の整備を行うことが有効である。

③中小企業等の喫緊の課題の一つである事業承継や事業引継ぎについては、中小企業組合等を通じた各種支援施策の周知に加え、中小企業組合等を受け皿として組合員企業のノウハウ・技術・雇用等の承継や引継ぎを行うことが対応策として考えられる。業界特有の課題（顧客・営業力・技術・特許等）や業界独自の事情・慣習がある中、事業承継にあたっては、中小企業等が単独で事業承継問題に取り組むだけではなく、業種別や後継者にアクセスしやすい中小企業組合等を活用することによって、制度や手続きの周知から意識の喚起、承継先のマッチングを含めた個別企業のサポートまでを体系的に取り組むことができると認識している。

（次ページに続く）

(前ページからの続き)

奈良県中央会では、令和元年度より奈良県から補助金をいただき、組合・組合員企業の実態・状況等を調査・検討を重ねてきており、令和３年度には「組合等連携組織による事業承継推進大綱」、「組合事業承継マニュアル」を策定した。

令和４年度は、大綱に基づき、これまでの成果等を活用し、「組合と連携した事業推進」、「関係機関等との連携強化」、「中央会における推進体制の整備」を３本柱として、体系的・計画的に事業承継を推進している。

このため、中小企業等の事業承継や事業引継ぎにあたっては、「事業承継・引継ぎ補助金」といった助成措置や「事業承継・引継ぎ支援センター」といったサポート体制の充実が重要である。

④中小企業等が、人手不足、事業承継、最低賃金の引上げ、生産性向上などの直面する課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う組合等連携組織により共同事業の取組みが重要であり、中央会が行う中小企業連携組織対策事業への支援を強化することが求められる。中小企業団体中央会が中小企業組合等連携組織の専門支援機関として、組合等連携組織を通じた中小企業等の支援業務を迅速に対応できるよう、国及び都道府県は中央会の事業費及び人件費について、地方交付税を確実に確保するとともに、国及び都道府県の財源措置を充実・強化する必要がある。

3. 官公需対策の強力な推進

官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組を一層強化されたい。

- ① 県内の地方公共団体に対しても、国等と同じく中小企業者向け契約目標額等の策定の義務付け、契約実績の確保
- ② 発注機関における年間を通じて発注の平準化
- ③ 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、官公需適格組合制度等の周知及び官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組の強化
- ④ 分離・分割発注の積極的な推進

【趣旨・背景】

①官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の目標金額等は「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込まれている目標数値であり、毎年閣議決定されている項目である。

中小企業等が国等の発注する官公需を受注することは、健全な利益確保のほか、技術力・信用力及び経営基盤の強化につながることから、契約目標を確実に達成するとともに、継続的に安定した中小企業等向け官公需予算を確保する必要がある。

地方公共団体は、官公需法において、国に準じた施策を講じるよう努めなければならないとされていることから、国等と同様「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業者向け契約目標額等の策定を義務付け、契約実績の確保に努める必要がある。

②地方公共団体を含めた発注業務については、年度末など一定時期に集中しており、多くの中小企業等の現場では深刻な人手不足と相まって長時間労働により疲弊している状態にある。このため、発注機関は、中小企業等の現場の実態を考慮し、長時間労働の是正につながる意識改革、発注業務の仕組みの改革に努め、施工時期の平準化目標値を設定するなど、工事、物品・役務ともに発注の平準化に努める必要がある。

③官公需適格組合は地域の中小企業等で構成される専業者集団であり、官公需制度創設から50年以上経過しているものの、国、県及び市町村の発注担当者にも官公需適格組合に対する十分な認識や理解が進んでいない状況が多く見受けられることから、地方公共団体等の発注窓口に対して官公需適格組合制度について周知を徹底するとともに、競争契約参加資格審査にあたっては、「総合点数の算定特例制度」の一層の活用に努める必要がある。

地域に精通する官公需適格組合が受注することは、受注後の円滑な事業遂行、雇用創出の効果、納税、コスト削減が見込まれ、地域の中小企業等の経営基盤に繋がることから、より一層の受注拡大を図る必要がある。

④分離・分割発注の実施方法によっては、コスト縮減や工事・サービス等の納入物件の質的向上につながることから、適正な分離・分割発注を行うとともに、中小企業等の受注機会の確保に努める必要がある。

Ⅱ 中小企業・小規模事業者等の実態を踏まえた労働・雇用対策の推進

1. 組合・中小企業等の人材確保・定着対策

人材の確保が困難な中小企業等及び組合員企業を後押しする人材確保・定着対策を強化されたい。

- ① 中小企業等の雇用安定のための支援策の充実
- ② 中小企業等のデジタル化推進人材等の人づくり支援の強化
- ③ 障害者を積極的に雇用する中小企業等に対する優遇措置の拡充等

【趣旨・背景】

①「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日、新型コロナウイルス感染症対策本部）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和の取組みを進めていくこととなったが、中長期的には、中小企業等では、幅広い業種で人手不足が継続すると考えられる。今後、感染拡大状況の変化により、人手不足が原因で中小企業等の業績に影響が出ないよう、助成措置等の各種支援策を講じていく必要がある。

雇用対策の推進に当たっては、地域中小企業等の雇用実態を十分に把握し、中小企業等にとって活用しやすい雇用対策並びに労働環境整備のための新たな助成制度等の措置を講じるとともに、利用する中小企業等に対し制度説明を行うなどの周知活動を行うことが必要である。また、中小企業等の女性、高齢者、外国人等の採用活動を強化・推進や、人材定着への環境を整備するなどの支援が必要である。

②中小企業等が競争力を強化していくためには、デジタル技術の活用、脱炭素社会に対応するといった社会経済活動の潮流に沿った事業を行うことが求められている。しかし、中小企業等では、IT導入の旗振り役となるDX人材や環境問題に取り組むGX人材などがいない、外部人材を活用するにもどこに相談したらよいかわからない等により、専門部門、担当者を設置することができないなど、これら事業に消極的な企業も少なくない。また、担当者を設置できたとしても、従業員に事業の周知やツールの教育を行う必要がある。

奈良県中央会では、令和3年より奈良県から補助金をいただき中小企業等デジタル化推進事業として組合等の取組に対して支援を行っている。デジタル化に係る課題を抱える組合等を対象に、個別支援・勉強会等によりIT人材の育成を図っており、今後もデジタル化の推進には人材の育成が必要である。

③令和2年4月の障害者雇用促進の取組みが優良な常用労働者300人以下の中小事業主の認定制度（もにす認定制度）の創設や、令和3年3月の法定雇用率の2.2%から2.3%への引上げなど、障害者雇用促進のための制度改正により、我が国の障害者雇用は数の上では進展して

（次ページに続く）

(前ページからの続き)

きているが、全国の中小企業等においては、厳しい経営状況や、受入れのための環境整備の問題、ノウハウ不足等から、障害者の雇用数が0人であるところが多く、雇用率未達成企業が半数以上となっている。

こうした中小企業等、特に、障害者雇用ゼロ企業が抱える課題の解決に向けて、ハローワーク等公的支援機関のジョブコーチによるコンサルティング支援や、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース等）やトライアル雇用助成金等、より一層の障害者雇用につながる助成措置の拡充を図り、コロナ禍における企業負担に鑑み、拡充分の財源は一般会計から措置すること。また、障害者を雇用する中小企業等に対しては金融・税制面の優遇措置の拡充、官公庁入札における評価制度の支援策及び仕組みづくりの拡充を行う必要がある。納付金制度の適用範囲を拡大するといった強制力を伴う雇用促進策ではなく、企業自ら積極的に取り組むためのインセンティブや社会環境の整備の充実が必要である。

さらに、個々の中小企業等の取組のみでは、障害者雇用を進めることに困難がある場合、複数の中小企業等が共同で雇用機会を確保することができる事業協同組合等算定特例（以下「算定特例」という。）は有効な対応策となり得る。そのため、算定特例をより効果的に活用する必要があるとともに、算定特例の認定要件である「営業上の関係」の範囲を拡大し、算定特例をより活用し易くすることが適当である。

また、算定特例を受けている者に対して、官公需における発注が優先的に行われることも重要である。

2. 外国人技能実習制度と特定技能の見直し

外国人技能実習制度と特定技能の内容を明確にし、見直しを図られたい。

- ① 現状をふまえた、技能実習と特定技能のすみわけの明確化
- ② 外国人技能実習機構の体制整備と、更なる事務手続きの簡素化、迅速化を推進
- ③ 監理団体の許可基準等について、運用の明確化
- ④ 技能実習2号移行対象職種の拡充に当たっては、業界のニーズ等を把握し、検定試験実施の支援策を推進

【趣旨・背景】

①外国人技能実習制度が国際貢献を目的としているのに対し、特定技能は人手不足を補うことを目的としている。技能実習を終了した外国人実習生が特定技能により在留しようとする場合、技能実習と特定技能は就業可能な業種や職種が異なること、技能実習が就業ではないため転職という概念がないこと、家族の滞在の可否が異なることなど制度として異なる点が多い。

しかし、現状、技能実習生の国際貢献という目的と労働力として扱う実態が乖離していることが問題となっているため、技能実習と特定技能の果たすべき内容を改めて明確にし、すみわけを図る必要がある。

②外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）の施行後、監理団体の許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出手続き等を外国人技能実習機構が行っている。同機構は、監理団体を通じての外国人技能実習生の受入れが迅速に行われるよう、監理団体等からの相談体制の整備、拡大、提出書類の更なる簡素化・オンライン化を図るとともに、標準処理期間の遵守・審査期間の明確化を図り、これらの手続き等をより一層、迅速かつ適正に進めていく必要がある。

③監理団体の許可基準等への適合の可否について、必ずしも統一されていない判断のもとに確認や指導がなされ、申請者が戸惑う事例が見受けられることから、必要な事項は省令等で規定するなどして明確化し、そのうえで「技能実習制度運用要領」に則った運用の統一・明確化を図ることが必要である。

④技能実習2号移行対象職種は、令和4年4月25日現在86職種158作業と限られた範囲であることから、業界内の合意が取れた対象職種・作業については、速やかに追加すること。

併せて、追加された職種・作業について、検定試験制度との連動を図ることが必要である。

3. 地域の実情等を踏まえた最低賃金の設定

最低賃金制度は、地域における経済情勢・雇用動向・中小企業等の経営状況等を踏まえて運用されたい。

- ① 中小企業等の支払能力を超えた最低賃金額の大幅な上昇は避けること
- ② 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業等への支援策の拡充

【趣旨・背景】

最低賃金制度については、奈良県における経済情勢・雇用動向・中小企業等の経営状況等を適切に踏まえた上で運用することが肝要である。

最低賃金の決定に当たっては、各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、慎重な審議を行った上で目安額を決定することが重要であることから、消費者物価指数や賃金上昇率といった生計費、賃金、支払い能力に関する各種指標をみても近年のように3%を超えるような引上げの根拠はないため、中小企業等の支払い能力を超えた最低賃金の大幅な上昇をさせないことが必要である。

中央最低賃金審議会、目安に関する小委員会報告においては、公労使で議論を尽くした後に提示する目安額は、あくまで目安として、地方最低賃金審議会を拘束する性質ではないことをしっかりと明記し、地方の審議会が当該地域の実態を踏まえた地域別最低賃金額を答申するとともに、発効日についても自主性を発揮できるよう確認することが必要である。

業種別や地域に囚われることなく高い水準で最低賃金を一律化する「全国一律最低賃金制度」については、最低賃金法の原則である「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」の考慮要素を無視しており、標準生計費など地域間の差異が生じている現状下では時期尚早であり、反対である。

特に、地方において労務費の圧迫により中小企業等の倒産・廃業を招き、雇用の場の喪失を招きかねないことから、現行の最低賃金制度を維持する必要がある。

また、生産性が向上し賃上げの原資となる収益が拡大した企業が自主的に賃上げするという、経済の好循環を機能させることが重要であり、スムーズな好循環の実現のため、中小企業等に対する一層の支援を含め、更なる生産性の向上や価格転嫁も含む取引環境の適正化への支援等の拡充が必要である。

【個別要望事項】

I 生産性向上・経営力強化・環境整備等

1. 林業・木材産業の持続的発展に向けた取組の推進

① 木材加工流通施設への支援

【趣旨・背景】

木材業界においては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機等を契機に、世界的な木材需給の変化が起き、国産材の需要が高まっている。

また、「改正公共建築物等木材利用促進法」の施行を踏まえ、住宅等における地域材の利用に加え、公共建築物や非住宅建築物への木材の利用が増えつつある。

これらは、国産材、地域材の供給を増やすチャンスであるが、林業や製材・加工事業者の木材供給体制は十分に整っていない状況にある。

このため、国産材、地域材の安定供給体制の構築に向け、木材加工流通施設への支援を充実されたい。

【奈良県木材協同組合連合会】

2. 官公需対策の強力な推進

① 知的財産権の取扱いの明確化

② 最低制限価格制度並びに地元で製造する企業への優先発注の推進

【趣旨・背景】

印刷技術がアナログからデジタル化したことにより、印刷データの著作権について、そのデータはアナログ時代においては製版フィルムに該当し、それは印刷会社に帰属していましたが、デジタル化することによって、著作権（知的財産権）の帰属が極めて不明確な状況になっています。

このことについて、令和4年8月に閣議決定された「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」の中の第2. 5. (5)「知的財産権の取扱いの明記」に記載のとおり、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず、受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するようお願いします。

また、印刷業においては他府県からの業者の参入や景気の低迷により、激しい低価格競争に陥っており、これに伴い地元印刷会社の経営を大きく圧迫し、賃上げや新規雇用の妨げとなっています。全日本印刷工業組合の調査によると、多くの自治体が既に最低制限価格制度や地元優先発注に取り組んでいる中、奈良県においては未だ採用されておりませんので、是非とも制度導入について前向きに検討をお願いします。

【奈良県印刷工業組合】

3. 事業活動を支える環境整備

① 商店街活性化における歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の要件緩和

【趣旨・背景】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2020年6月から飲食店などが路上を利用してテラス営業やテイクアウト販売をする際の道路占用許可基準の緩和「コロナ占用特例」が行われました。

これにより全国各地でこの基準緩和を活用した取り組みが見られ、「3密」を避けながら営業できる環境づくりにより、当商店街においてもコロナ禍での商店街活性化策（「きたまち青空テラス」によるテラス営業）に一役買っている状況であります。

しかし、コロナ占用特例による基準緩和はあくまで暫定的な措置であり、国土交通省では「コロナ占用特例」の活用団体及び自治体に対し、恒久的な制度である「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」へ移行させることを期待しています。

当商店街においても「ほこみち制度」への移行を検討していますが、制度利用に対してのハードルが高い（例えば、当商店街の道路幅だとハード面においてバリカーなどで常時車両の進入を止める必要がある等）ことが課題となっています。

コロナ禍の長期化や「新しい生活様式」を見据えた当商店街の「きたまち青空テラス」による路上空間を活用したテラス営業やテイクアウト販売は、「3密」の回避だけでなく、集客にも有効で商店街活性化策として今後も必要になることから、①「コロナ占用特例」の活用団体については「ほこみち制度」の利用対象とすること、②スムーズな移行ができるよう手続きの簡素化による要件緩和が必要となります。

【東向北商店街振興組合】

4. 事業活動を支える環境整備等

- ① 消費税適格請求書等保存方式に関する相談支援の強化と制度導入の延期
- ② 「中小企業の日」「中小企業魅力発信月間」に関する周知広報の充実

【趣旨・背景】

① 来年10月から実施される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度については、中小企業・小規模事業者の事務負担を増大させ、とりわけ小規模事業者が商取引の機会から排除される恐れがあるととともに、制度導入を契機とした廃業を誘発しかねないといった課題が存在する。

また、益税とはいえ、これまで免税事業者であった者の負担感は大きい。

消費税導入以降、非常に大きな税制の変更であるにもかかわらず、コロナ禍により制度の周知が極めて不十分な状況にあるとともに、納税者個々の実情に応じて経営支援機関等によるきめ細かな相談支援を経たうえで、登録申請を行う必要があることから、制度に関する相談支援の強化と導入時期の延期を行われたい。

② 中小企業基本法の公布・施行日である7月20日を「中小企業の日」、7月の1ヶ月間を「中小企業魅力発信月間」とされ、中小企業庁によれば、中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくため、定められた期間において、官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連するイベント等が開催されているようだが、その認知は広まっていない。

中小企業・小規模事業者が自身の魅力を発信していこうという意欲を高めるためにも、「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」に関する周知広報の充実を図られたい。

【一般社団法人奈良県部落解放企業連合会】

Ⅱ 労働・雇用対策

1. 専門職の人材確保に関する対策及び支援

① 製薬業界における薬剤師・生産技術者等専門職の積極的な人材確保支援

【趣旨・背景】

医薬品等の品質・有効性及び安全性を確保し、保健衛生上の危害の発生・拡大の防止を目的として制定された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という）による規制は年々厳しい内容となり、経営基盤が脆弱な中小製造業者は、その対応に苦慮している状況にあります。

その中、薬機法内の製造管理者設置要件となっている「薬剤師」及び、扱う商品の基準・規制の観点から高品質と高効率の生産技術が求められる「生産技術者」の確保は、大阪府や京都府のベッドタウン化による賃金格差等により大きな課題となっています。

さらに、医薬品の開発・研究においては専門知識を有する技術者の後継者育成も重要な課題であり、地域産業を支える県内製薬業者の操業面やBCPの観点からは早急な対策が迫られており、技術承継等に係る従業員の能力開発も課題の一つとなっており支援が必要となります。

【具体的な支援内容】

① 人材確保支援策

- ・ 県内製薬業者の魅力発信や専門職の採用に特化したマッチング機会の増大
- ・ 奈良県奨学金返還支援事業補助金の助成対象候補者の要件として「管理薬剤師」の新卒採用に対する対象拡大と補助金額の拡大

② 専門職の能力開発支援策

- ・ 県内製薬業者が実施する各専門分野に対する能力開発に必要なプログラム実施に対する補助制度の導入

【奈良県製薬協同組合】

2. 人材確保に関する支援

① 特定技能外国人の受入可能な産業分類への「繊維・衣服関係（職種・作業）」の追加

【趣旨・背景】

繊維産業は「衣食住」の“衣”として人の生活に寄り添って発展してきた歴史があり、社会インフラに欠かせない産業であります。

その製造プロセスでは、紡績、製織・編立、染色・加工、縫製といった長いサプライチェーンを有しており、それらのほとんどが地域の中小企業等において、現場での様々な技能作業を担っています。

安価で手に入るファストファッションの台頭により、国内衣料品自給率は約2%まで落ち込んでいる状況で、脱炭素社会の実現に向けて国産商品を増やすことが求められるなか、県内繊維製造企業においても、新規の採用で定員を充足できない状態が続いています。

このように国内の人材不足が課題となっているなか、新たな在留資格である「特定技能」により、14業種については外国人の就労が可能となりました。

しかし、現行制度では技能実習制度対象職種である「繊維・衣服関係（13職種22作業）」は含まれていません。

サプライチェーンの円滑な維持・発展や県内繊維産業としての適切な供給責任という面からみて、大きなリスク要因を生じさせる恐れがあることから、安定的な人材確保は、業界全体にとって喫緊かつ重要な経営課題となります。

そこで、特定技能外国人の受入可能な産業分類に「繊維・衣服関係（職種・作業）」を追加いただきますようお願いします。

【奈良県繊維工業協同組合連合会】

3. 人材確保に関する支援

① 特定技能外国人の受入可能な産業分類への「プラスチック製品製造業」の追加

【趣旨・背景】

奈良県プラスチック成型協同組合は、奈良県内でプラスチック成形の生産を行う事業者により設立され、現在72名の組合員が所属しています。

昭和35年の組合設立以来、組合事業として共同購買事業や共同販売事業、教育情報提供事業、外国人技能実習生共同受入事業など様々な共同事業の実施により組合員の経営の合理化等を図ってまいりましたが、近年では少子化を背景とした学生数の減少等により業界全体で人手不足の状況が続き、多くの組合員が人材確保に苦心しています。

このような状況の中、当組合では就業希望者に対してホームページや紹介DVDを用いて組合員企業のPRを行いながら、人材確保に努めていますが、求人数に比べて十分な就業者数を確保できていないのが現状です。

外国人材の登用については、2020年4月から運用された新しい在留資格である「特定技能制度」により、日本国内で人手不足が深刻化する14業種について外国人の就労が可能となりました。

しかし、特定技能1号の対象分野が再編された現行の制度においても、日本標準産業分類「中分類18プラスチック製品製造業」に該当する製造品を製造している場合は受け入れることができないこととなっており、当組合に所属する組合員のほとんどは未だ特定技能外国人の受入ができない状況です。

つきましては、当業界の人材確保に関する状況を改善するため、特定技能外国人の受入可能な産業分類に「プラスチック製品製造業」を追加していただきますよう切にお願い申し上げます。

《参考》「製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ」より抜粋

(26) 該当性判断の個別相談ケース③（プラスチック製品製造業）

（質問 2-26）当社は、当社はプラスチック製品製造業です。各種プラスチック製品を製造しております。「プラスチック成形」で受け入れることは可能ですか。

（回答 2-26）日本標準産業分類〔中分類 18 プラスチック製品製造業〕に該当する製造品を製造している場合は受け入れることはできません。製造3分野のうち受入れ可能な産業分類に該当した製品を製造している事業所でのみ受け入れることが可能となり、当該製品の製造工程の中で「プラスチック成形」工程が含まれる場合には特定技能外国人材の受入れが可能です。

【例：中分類 25/2531 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）には、歯車製造業（プラスチック製を含む）が含まれる。】（※日本標準産業分類〔中分類 18 プラスチック製品製造業〕は受入対象分類に該当しません）

【奈良県プラスチック成型協同組合】